診断される前に、やっておきたいこと

3. 資産凍結対策を講じる

①介護費用を普通口座にまとめ、「代理人カード」を作成する

銀行などで名義人以外が窓口で出金する場合、名義人の「委任状」が必要になり、手続きが面倒です。いざというときに備えて、通常のキャッシュカードのほかに、「代理人カード」をつくっておくと、家族が口座を共有できます。代理人の条件は各金融機関に確認を。

②子名義の通帳を作成し「預り金」とする

介護費用の前払いとして子に定期預金の通帳やまとまった現金を渡すと、贈与税がかかってしまいます。子名義の新しい口座をつくり、そこに入金をしておきましょう。はじめに親子間で「預り金」として覚え書きを作成し、介護費用の明細と領収書を取っておくことも忘れずに。本人の死後、残った預金は「相続税財産」となって相続税対象となります。

診断される前に、やっておきたいこと

3. 資産凍結対策を講じる

③「家族信託」で財産を家族が管理できるようにする

所有者が判断力を失うと家や土地の売却を家族が代理でおこなうことができません。「家族信託」は、事前に本人が選んだ「信託管理人」が、本人に代わって資産の管理・処分を行える財産管理の1つです。家族の範囲に制限はありません。

④「任意後見人」を選び、契約を結んでおく

「任意後見制度」は、判断力がなくなったときに備えて、将来の財産管理や身のまわりのことをサポートしてくれる「任意後見人」を選び、契約内容を記した公正証書をつくって契約を結んでおく制度です。サポートが必要になったときは、受任者が家庭裁判所に申し立てると家庭裁判所が「後見監督人」を選任し、任意後見人の仕事をチェックします。

診断される前に、やっておきたいこと

3. 資産凍結対策を講じる

法定後見人制度の流れ

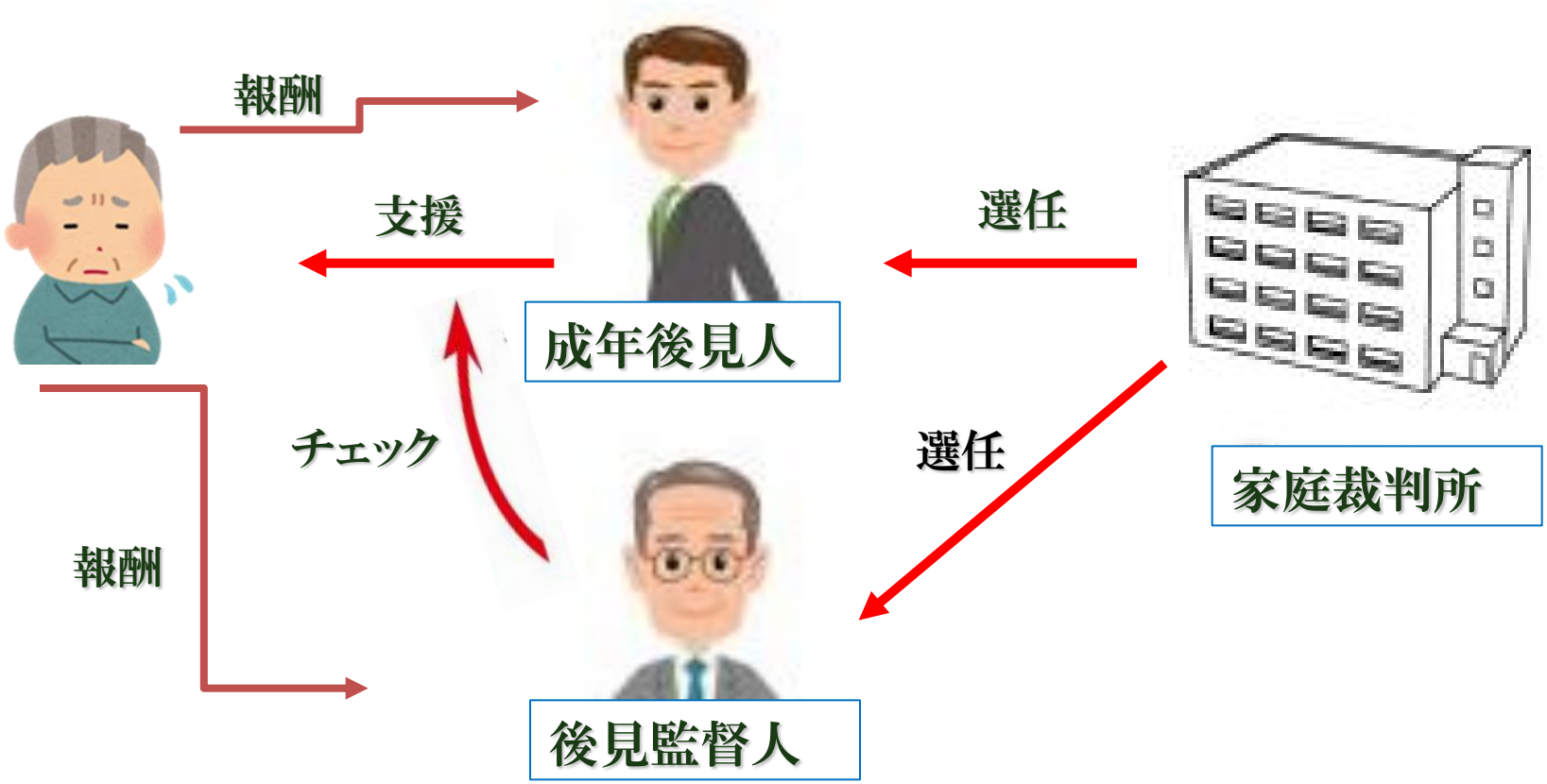

※家庭裁判所で後見人の役割等のビデオ視聴が可能です（要予約）

財産と権利を守る成年後見制度

診断される前に、やっておきたいこと

4. エンディングノートを記載する

自分自身のことから、資産、終末医療や葬儀についての希望、相続のことまで、ノートに書き出して整理してみましょう。書店や文房具店で買える書き込み式が便利です。

①自分の基本情報

・住所、氏名、生年月日のほか、本籍地、電話番号、FAX番号、携帯番号、メールアドレス、証明書関係の番号と保管場所（マイナンバー、健康保険証、運転免許証、パスポート、印鑑登録カード、年金手帳、介護保険症など）

②預貯金・資産について

・預貯金（金融機関名、支店名、口座番号、名義人、キャッシュカードの暗証番号、通帳、カードの保管場所）

・不動産（所有地、面積、名義人、持ち分、現況：住居・農地など、権利書の保管場所）

・そのほか（保険、株式、投資信託、債券などの有価証券、貸付金、借入金・ローンなど）